

第1151号

AFN-1151

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H29. 1 / 10 (火)



あけましておめでとうございます

本年も葵総合経営センターだより週刊版「Timely」をよろしくお願い申し上げます。



『税制改正大綱（2）資産課税 納税猶予緩和、タワマン見直し』

29年度税制改正では、**非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直しが注目される**。災害等の発生前に相続、遺贈、贈与で非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けている、又は受けようとしている会社は、資産の被害額や売上高の減少幅など被害の態様に応じて雇用確保要件が免除され、破産等の場合には経営承継期間内でも猶予税額が免除されることとなる。なお、災害等の発生後に非上場株式等を取得し、同認定を受けようとしている会社は、上記の措置に加え、事前役員就任要件が緩和される。その他、相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予の対象に加える、贈与者が死亡した場合は認定要件を緩和する等の措置も講じられる。

また、**居住用超高層建築物に対する固定資産税・都市計画税の算出方法も見直される**。60メートルを超え、かつ複数階に住戸が所在する建物で固定資産税額を按分する際に用いる各専有部分の床面積を、階層の差異による取引単価の変化を反映する補正率（1階を100とし、階が1を増すごとに、これに10を39で除した数を加えた数値）で補正することとなった。同様に、各専有部分を取得した際に課される不動産取得税についても、税額の算出に用いる床面積に上記の補正率を適用する。

『協会けんぽの保険料率 据え置き方針』

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、中小企業の社員やその家族が加入する健康保険だ。近年、保険料収入の元となる給与や賞与の伸び悩みや医療費の上昇等もあり、財政面での脆弱性が指摘されてきていた。しかし、平成27年度決算は2,453億円の黒字で、積み立てた法定準備金は1兆3,100億円に増加、財政的には黒字基調となっている。ここ数年繰り返されてきた保険料率の引上げは、中小企業にとっては法定福利費の増大に直結する大きな経営上の問題となっていた。準備金の増大や黒字基調の流れを受けて、保険料率を引き下げるべきではないかという意見も根強い。

実際、先日行われた協会けんぽの運営委員会においても、29年度の保険料率を引き上げるべきとした支部はなく、維持すべきが14支部、引き下げるべきが14支部、そのどちらについても理解を示した支部が19支部となった。**最終的には今後の医療費の増加や中長期的に安定した保険財政運営を行うことを念頭に、29年度の保険料率は据え置きが妥当という判断となった**。協会けんぽの加入事業所は平成25年4月に約164万だったが、28年9月には約193万に増加、被保険者も約200万人増えており、保険料収入の増加につながっているようだ。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com